

下水道使用料を改定します

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269 FAX 554-2573

令和9年4月1日改定

令和6年10月に下水道使用料を改定しましたが、その後、維持管理費用の増加などにより、汚水処理に係る費用が大幅に増加しました。このため、下水道事業会計の収支は令和8年度以降赤字が続くと見込んでいます。限られた財源で将来にわたり安定した下水道事業を継続していくため、下水道使用料を改定します。ご理解とご協力をお願いします。

改定が必要な理由

▶ 汚水処理に係る維持管理費用の増加

市の公共下水道から排出される汚水は、東京都が整備・管理している流域下水道施設（水再生センター）で処理していて、施設の維持管理費用は、施設を利用している市町村からの負担金で賄われています。

この負担金の単価が令和8年4月に改定されたことや、近年の物価高騰、人件費の上昇によって、汚水処理に係る維持管理費用が増加しています。

また、市の下水道事業は、昭和53年度に供用を開始し、令和6年度から法定耐用年数に達する下水道管が現れ始めました。施設の老朽化対策のため、維持管理費用が増加することを見込んでいます。

▶ 下水道使用水量と使用料収入の減少

下水道事業は使用料収入をもって経営を行うこととなっています。しかし、人口減少や節水意識の高まりなどにより、下水道使用量および使用料収入ともに減少傾向が続いています。今後もこの傾向が続いていくものと予測しています。

新しい下水道使用料の概要（令和9年4月1日から）

■ 新しい下水道使用料 2 か月分（消費税抜き）

区分	基本使用料（円） 〈 〉 内は増加額	従量使用料 使用水量 1 m ³ あたりの単価（円）〈 〉 内は増加額							
		0 ～ 16 m ³	17 ～ 40 m ³	41 ～ 60 m ³	61 ～ 100 m ³	101 ～ 200 m ³	201 ～ 400 m ³	401 ～ 1,000 m ³	1,001 ～ 2,001 m ³
一般汚水	1,120 〈 + 240 〉	0	102 〈 + 18 〉	119 〈 + 21 〉	136 〈 + 24 〉	171 〈 + 31 〉	215 〈 + 39 〉	266 〈 + 48 〉	298 〈 + 54 〉
浴場汚水	462 〈 + 98 〉	0	20 〈 + 4 〉						

※平均で 22.6% の改定です。

■ 新しい下水道使用料の計算例【2 か月の使用水量が 40 m³ の場合（消費税抜き）】

	改定前	改定後 〈 〉 内は増加額
基本使用料	880 円	1,120 円 〈 + 240 円 〉
従量使用料	0 円 × 16 m ³ + 84 円 × 24 m ³ = 2,016 円	0 円 × 16 m ³ + 102 円 × 24 m ³ = 2,448 円 〈 + 432 円 〉
合 計	2,896 円	3,568 円 〈 + 672 円 〉

■ 改定後の使用料適用時期

検針月	2 月	3 月	4 月	5 月
偶数月検針	前回検針日	算定期間（約 2 か月）		今回検針日
奇数月検針		前回検針日	算定期間（約 2 か月）	
				今回検針日

■ 現行使用料の日数割で計算

■ 新使用料の日数割で計算

※改定日を含む算定期間（前回検針日の翌日から今回検針日までの約 2 か月）の使用料は左記のように日数割の案分計算を行います。

※実際の請求時は、この金額のほかに水道料金と消費税が加算されます。

生活保護受給世帯などに市指定のごみ収集袋を交付

問合せ 生活環境課 内 204

該当する世帯に令和8年度分（令和8年12月～令和9年11月分）の市指定収集袋を交付します。

受付 11月2日（月）～30日（月）の午前9時～正午、午後1時～5時

会場 市役所東庁舎1階多目的室
持ち物 対象であることを証明できる書類（各種手帳・証書・生活保護受給証明書など）、市指定収集袋を持ち帰るための袋

※表の④～⑥に該当し、令和8年1月1日時点で羽村市民でなかった方は「持ち物」のほかに、1月1日に住民票があった市区町村発行の、世帯全員分の住民税非課税証明書をもちってください。

※代理の方が申請する場合は「持ち物」のほかに、代理の方の身分証明書（運転免許証など）が必要です。※①～⑦は重複して申請できません。※1年分まとめて交付します。11月30日（月）を過ぎると月割相当量での交付となります。

対 象	燃やせるごみ袋	燃やせないごみ袋
①生活保護受給世帯	4人までの世帯 →中袋 110 枚	4人までの世帯 →中袋 30 枚
②児童扶養手当受給世帯		
③特別児童扶養手当受給世帯	5人以上の世帯 →大袋 110 枚	5人以上の世帯 →大袋 30 枚
④身体障害者手帳1級・2級を持っている方を含む市民税非課税世帯		
⑤愛の手帳（療育手帳）1度・2度を持っている方を含む市民税非課税世帯	※大袋 10 枚を中袋 20 枚に交換することができます。	※大袋 10 枚を中袋 20 枚に交換することができます。
⑥精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方を含む市民税非課税世帯		
⑦高齢福祉年金受給者 ※老齢基礎年金・老齢厚生年金とは異なります。 ※大正5年4月2日以降に生まれた方は対象外	小袋 110 枚	小袋 30 枚

たま川減右衛門&量右衛門からのお知らせ 小型充電式電池等は「有害ごみ」で収集しています！

小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）は繰り返し充電して使える電池のことで、電気製品・携帯電話・パソコンなどに使われています。下のリサイクルマークがついていて不要になったものは、「有害ごみ」の日にしてください。



■ 出すときの注意点

- 電池切れの状態で、種類ごとに分けて出してください。
- 電極（金属）部分には、ビニールテープなどを貼り、絶縁してください。
- 小型充電式電池の取外しが可能な小型家電製品は、取り外した後に「燃やせないごみ」で出してください。

ごみ収集車から煙が上がる事故が発生しました

9月2日午前10時頃、燃やせないごみを収集中の収集車両から煙が上がる事故が発生しました。原因は、ハンディクリーナーのバッテリー部分（リチウムイオン電池）からの発煙でした。大事には至りませんでしたが、収集車両の破損や負傷者の発生などの重大な事態につながる恐れがありました。

- バッテリーが取り外せない小型家電製品（50 cm未満）は「有害ごみ」で出してください。
- ※「燃やせないごみ袋（黄袋）」「燃やせるごみ袋（青袋）」には絶対入れないでください。
- バッテリーが取り外せる場合は、本体（50 cm未満）は「燃やせないごみ」、バッテリーは「有害ごみ」で出してください（50 cm以上は「粗大ごみ」です）。



問合せ 生活環境課 内 222